

松阪市告示第84号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に基づく市長が定める区域の区分及び同表備考2に基づく市長が定める時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

松阪市長 山中光茂

振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分

1 区域の区分

第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年松阪市告示第83号）により指定した第1種区域及び第2種区域をいう。

2 時間の区分

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで